

平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 大場 典彦  
(登録銘柄 コード番号 7918)

問い合わせ先

役職・氏名 執行役員 今井 将和  
電話番号 03-5155-6801

当社の取締役に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 3 日開催の取締役会において、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額及び内容を決定することの承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 73 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 付議の理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とします。

## 2. 議案の内容

当社の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の取締役に対する報酬等として、年額80百万円 の範囲で職務執行の対価としてのストックオプションのため、下記のとおり、新株予約権を割り当てるにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬等の額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、付与する新株予約権の数は、インセンティブとしての効果等を勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

### 記

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を、1事業年度の上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

500個を、1事業年度の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は100株とする。ただし、前（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い額に1.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額により株式の発行または自己株式の処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券、または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から10年を経過するまでの間で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の

取締役、執行役員、監査役または使用人であることを必要とする。ただし、正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

- ② その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を必要とする。

(7) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(6)の詳細及び(1)ないし(6)に記載のない事項については、当社取締役会で決定する。

(注) 上記の内容については、平成21年6月26日開催予定の当社第73期定時株主総会において「取締役の報酬額改定並びに当社の取締役に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上